

岩手県告示第 159 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 20 年 3 月 7 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）路線名 一関北上線
  - （2）供用開始の区間 一関市舞川字西平 24 番 1 地先から字館ノ越 74 番 4 地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成 20 年 3 月 7 日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部
    - イ 期間 平成 20 年 3 月 7 日から同年 4 月 7 日まで
- 2（1）路線名 大門有壁線
  - （2）供用開始の区間 一関市花泉町金沢字寺沖 24 番 1 地先から字峯岸 13 番 3 地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成 20 年 3 月 7 日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部
    - イ 期間 平成 20 年 3 月 7 日から同年 4 月 7 日まで